

西区寄り添い型生活支援事業 評価委員会 評価指標

(西区寄り添い型生活支援事業 提案書評価基準)

1 評価方法

- (1) 提案書の様式6から様式12について、ヒアリングの結果も踏まえて評価します。
- (2) 評価は、「提案書評価表」の各項目の「評価の着目点」について5段階で判定し「評価」欄にそれぞれの配点を記入します。

判 定	配 点
特に優れている	5
優れている	4
普通	3
やや不十分	2
妥当ではない	1

- (3) 各細目の評価点は、評価×重要度で算出します。
- (4) 提案書評価表における項目1から5において、全評価委員の総計がそれぞれの項目の配点の60%を基準点（少数第1位切り捨て）とし、1項目でも基準点を下回った場合には、失格とします。

項 目	配点 (A)	満点 (B) (B=A×6人)	基準点 (C) (C=B×0.6)
1 業務実施方針	45	270	162※
2 業務実施内容及び実施手法	75	450	270※
3 業務実施体制	25	150	90※
4 業務実施上の管理運営体制	20	120	72※
5 収支予算	5	30	18※
合計	170	1020	612※

※基準点は、委員の欠席により変わります。

- (5) 「企業としての取組（ワークライフバランスに関する取組及び障害者雇用に関する取組、健康経営に関する取組）」について、該当項目があった場合、全体の合計に対して加算します。

2 提案書評価表

項 目		評価の着目点	評価 1～ 5	重要度	評価 点数	満点	判断 材料
1	(1) 寄り添い型生活支援事業を取り巻く現状理解や理念、活動実績について	本事業による支援を必要とする小・中学生及びその保護者等が置かれた生活の現状や課題を十分に理解している。		× 2		10	様式 6
		本事業に関する理念や考え方が、具体的で妥当なものとなっている。		× 1		5	
		生活支援関連事業の活動実績を十分に有すると認められる。		× 2		10	
	(2) 寄り添い型生活支援事業の業務実施方針について	本事業の実施方針が、具体的で適切である。		× 2		10	様式 7
		実施方針を踏まえた事業運営の考え方が、具体的で効果的である。		× 2		10	
2	(1) 児童育成支援拠点事業としての事業の役割と意義を踏まえた取組について	養育環境等に課題を抱える児童が、安心して過ごせる居場所の提供につながる支援内容である。（※）		× 3		15	様式 8
		基本的な生活習慣・学習習慣を身に付けるための支援が、具体的で適切である。		× 3		15	
		児童育成支援拠点事業移行後に追加された支援（食事の提供、課外活動、長期休暇中の長時間利用）について、提案内容が具体的で適切である。（※）		× 3		15	
		支援プログラムの立案、進行管理において、事業効果をあげるための創意工夫及び事業効果の測定方法が具体的で適切である。		× 2		10	様式 9
	(2) 相談支援等の取組について	保護者や児童に対する情報提供、助言、相談への対応が適切である。		× 2		10	
	(3) 関係機関等との連携について	区役所、小・中学校等の関係機関との連携が、具体的で適切である。		× 2		10	

（※）本事業は、生活困窮者自立支援事業として開始しましたが、令和 8 年度から児童育成支援拠点事業に移行しました。この移行後に追加や強化された項目について、実現性を評価します。

項 目		評価の着目点	評価 1～ 5	重要度	評価 点数	満点	判断 材料
3	業務実施体制 (1) 事業実施体制の構築について	実施方針や運営の考え方を踏まえた職員確保のための具体的な計画がある。		× 1		5	様式10
		実施方針や運営の考え方を踏まえた生活支援アシスタントの確保のための具体的計画がある。		× 2		10	
		職員及び生活支援アシスタントの育成に向けた効果的な研修計画である。		× 2		10	
4	業務実施上の管理運営体制 (1) 事業実施における管理運営の考え方について	個人情報保護等、情報管理についての考え方及び計画内容が適切である。		× 1		5	様式11
		対象者や保護者のプライバシーへの配慮が優れている。		× 1		5	
		事故防止等のリスクマネジメントについての考え方及び計画内容が適切である。		× 1		5	
		対象者の意見・要望の把握、苦情等に対する対応方法が優れている。		× 1		5	
5	収支予算 (1) 収支予算の妥当性について	業務内容や実施体制に対して、適切な収支予算となっている。		× 1		5	様式12
合 計						170	

【企業・団体としての取組等に関すること】※配点は各2点

項 目		評価の着目点	評価 2	重要度	評価 点数	満点	判断 材料
-	ワークライフバランスに関する取組	以下の(1)～(2)のうち、いずれか1つ以上を策定しているか。(従業員101人未満の場合のみ加算) (1)「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定及び届け出 (2)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の策定及び届け出		—		2	提出書類
		以下の(1)～(4)のうち、いずれか1つ以上を取得しているか。 (1)「次世代育成支援対策推進法」による認定の取得(くるみんマーク・プラチナくるみんマーク・トライくるみんマーク) (2)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定(えるぼし、プラチナえるぼし)の取得 (3)青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得 (4)よこはまグッドバランス賞の認定の取得		—		2	
	障害者雇用に関する取組	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.7%の達成(従業員37.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員37.5人未満)		—		2	
-	健康経営に関する取組	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証を受けている		—		2	
						8	